


イ 農地を守る 

**15 生産緑地制度の活用** ・:事業費のないもの

- 生産緑地指定基準の一部を緩和し、生産緑地面積の拡大を図ります。

平成 23 年度の実績		＜年度目標＞
 生産緑地の追加指定	9 件 7,360 m <sup>2</sup>	制度運用
 うち指定基準緩和による指定	1 件 1,636 m <sup>2</sup>	

■生産緑地指定基準緩和内容

生産緑地の指定基準を一部緩和し、平成 22 年度から運用を開始しました。

	変更前	変更後
土地区画整理事業施行区域	・ 既存生産緑地地区の拡大のみ	・ 既存生産緑地地区の拡大 ・ 体験型市民農園の開設 ・ 防災協力農地（仮設住宅が建設可能な規模形状を持つもの）
防災協力農地に関する基準	・ 環状 2 号線内側は全域 ・ 環状 2 号線外側は地域防災拠点の近隣にあり、仮設住宅用地等に利用可能なもの ・ 防災協力農地の登録が必要	・ 仮設住宅が建設可能な規模形状を持つもの（防災協力農地の登録が必要）
農地間の介在道路	・ 農地が道水路で分断される場合、その幅員は 6m まで	・ 農地が道水路で分断される場合、その幅員は 7m まで

■平成 23 年度生産緑地追加指定実績

	追加指定件数	追加指定面積
平成 23 年度合計	9 件	7,360 m <sup>2</sup>
うち基準緩和によるもの	1 件	1,636 m <sup>2</sup>



【写真】生産緑地のイメージ

3 事業・取組の実績

(2) 事業・取組の実績ーイ 農地を守る

<b>16</b>	<b>農園付公園整備事業</b>	●:新規事業 (横浜みどり税充当)
<b>32</b>	<b>市民農園用地取得事業</b>	●:新規事業 (横浜みどり税充当)

- 市民の要望の高い農体験の機会を増やし、また、横浜の農地、里山の景観を保全するために、都市公園の適地となる農地等を、分区園など農的な施設を主とした都市公園として整備します。
- 用地は借地公園制度を活用するほか、土地所有者が相続税の支払い等により手放さざるを得なくなった農地等を、事業用地として買取ります。

平成 23 年度の実績	<年度目標>
<b>【16】農園付公園整備事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用地測量</li> <li>● 基本設計 3箇所</li> <li>● 3箇所の候補地のほか、複数の地区で土地所有者と調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用地測量</li> <li>● 基本・実施設計</li> <li>● 一部施設整備</li> </ul>
<b>【32】市民農園用地取得事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用地測量</li> <li>● 用地取得 0.2ha</li> <li>● 複数の候補地について、農園付公園整備事業とあわせて土地所有者と調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用地測量</li> <li>● 用地取得 1.0ha</li> </ul>



【写真】農園付公園の予定地として保全された農地（神奈川区）



【写真】農園付公園の予定地として保全された農地（港北区）



【図】農園付公園整備イメージ

17

**特定農業用施設保全事業**  
 (農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減)

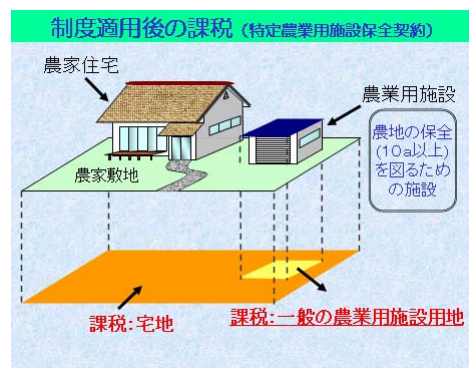
◇:新規事業等  
 (横浜みどり税非充当)

- 市と契約を結び、農業用施設の敷地として市長に指定された「農業用施設用地」の固定資産税・都市計画税を10年間軽減します。

平成 23 年度の実績		<年度目標>
● 農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減を図る契約の締結	13 件、2,406 m <sup>2</sup>	制度運用
● 平成 24 年度以降の運用見直しに関する要綱等改正		

■特定農業用施設保全契約を受けるには、以下の条件を満たす必要があります。

- ①農業用施設が農業専用に使われていること。
- ②農業用施設を所有している農家が市内に1,000 m<sup>2</sup>以上の農地を耕作していること。  
 ※ 1,000 m<sup>2</sup>以上の農地に含まれるのは市街化調整区域の農地と生産緑地です。  
 ※ 区画貸しの農園や家庭菜園、農地転用手続き済みの農地は対象となりません。
- ③所有農地等を10年以上耕作すること。
- ④当該農業用施設用地を10年間継続して利用すること。



■平成 23 年度区別指定一覧

	区名	件数	指定面積
1	神奈川区	2 件	275 m <sup>2</sup>
2	港北区	1 件	219 m <sup>2</sup>
3	緑区	1 件	145 m <sup>2</sup>
4	戸塚区	1 件	151 m <sup>2</sup>
5	泉区	5 件	1,167 m <sup>2</sup>
6	瀬谷区	3 件	450 m <sup>2</sup>



【写真】農業機械格納庫（泉区）

(※端数処理の関係により、面積の合計は2,406 m<sup>2</sup>とは一致しません。)

契約農家の耕作面積（保全される面積）：19.1ha

■平成 24 年度以降の運用見直しに向けた要綱等改正

これまでは農業用施設全体が農業専用の施設のみ対象でしたが、市内の農家住宅敷地内等にある農業用施設の利用実態を踏まえ、平成 24 年度からは農業用施設の一部が農業以外の用途に使用されている場合でも、次の要件すべてを満たす施設に限り対象となるよう、要綱等の見直しを行いました（※軽減対象となるのは農業専用部分のみ）。

【一部指定の要件】

- ・ 農業専用部分と非農業専用部分が壁などで明確に分かれていること
- ・ 農業専用部分の床面積の合計が延床面積の2分の1以上であること  
 （二階建て以上の場合、1階はすべて農業専用であること）



農家の声

・ 運用見直し後は、うちの農業用施設も対象になりそうなので、制度の活用を検討したいと考えています。

3 事業・取組の実績 (2) イ 農地を守る

3 事業・取組の実績

(2) 事業・取組の実績－イ 農地を守る

18 共同直売所の設置支援事業

◇:新規事業等  
(横浜みどり税非充当)

- 市民が身近で地場農産物を購入できるよう、駐車場等を備えた多機能型の共同直売所を設置する際に、その整備に対し支援します。

平成 23 年度の実績

<年度目標>

共同直売所の備品等に対する整備	2箇所	備品等購入補助
-----------------	-----	---------

3 事業・取組の実績 (2) イ 農地を守る

■新設オープンの直売所に支援しました

新設された青葉区の「田奈農協直売所」と、都筑区の「JA 横浜都筑中川農産物直売所」に、保冷库、平型冷蔵ショーケースや POS レジなどの備品等の導入に対して支援しました。

これにより、野菜や肉の鮮度を保持できるほか、お客様のニーズに見合う品揃えができるようになりました。横浜産の新鮮な農産物を是非ご賞味ください！

田奈農協直売所



【写真】

平成 24 年 5 月に本格稼働する「田奈農協直売所」の様子（青葉区田奈町）

- ・田奈恵みの里直売部会を中心に、農産物加工品の研究を行うなど、消費者のニーズに見合う直売所の商品づくりにも努めています。

JA 横浜都筑中川農産物直売所



【写真】


平成 24 年 3 月にオープンした「JA 横浜都筑中川農産物直売所」の様子（都筑区中川中央一丁目）

- ・オープンから 20 日間で 8,000 人の集客となり人気を博しています。

19 収穫体験農園の開設支援事業

●:新規事業  
 (横浜みどり税充当)

- 市民の皆さまが、身近な場所で地産地消を実感できるように、果物のもぎ取りや野菜の収穫などを体験することができる農園の開設を支援し、農業に対する市民理解の推進や農地の保全を図ります。

<b>平成 23 年度の実績</b>		<年度目標>
 収穫体験農園の整備に対する助成	7.1ha (32 箇所)	4.5ha

■収穫体験農園の開設支援

神奈川区	2 箇所	0.50ha
磯子区	1 箇所	0.04ha
港北区	2 箇所	0.13ha
緑区	1 箇所	0.19ha
青葉区	2 箇所	0.33ha
都筑区	4 箇所	0.55ha
戸塚区	8 箇所	1.13ha
泉区	11 箇所	3.00ha
瀬谷区	1 箇所	0.27ha
浜なし改植支援		0.90ha

(※端数処理の関係により、面積の合計は 7.1ha とは一致しません。)

農園の内訳	箇所数	農園の内訳	箇所数
ナシ	7	カキ	1
ブドウ	5	キウイフルーツ	2
ブルーベリー	9	野菜ほか	6
イチゴ	2	【計】32 箇所	



【写真 1】  
ブドウ園場の棚内部の様子 (神奈川区菅田町)

【写真 2】  
ブドウ園場の棚の外観 (都筑区池辺町)



【写真 3】  
イチゴの高設栽培装置 (都筑区池辺町)  
・立ったまま楽に収穫できます。



【写真 4】  
園場の場所の案内看板 (泉区和泉町)


3 事業・取組の実績

(2) 事業・取組の実績ーイ 農地を守る

3 事業・取組の実績 (2) ーイ 農地を守る

**20 食と農との連携事業** ●:新規事業 (横浜みどり税充当)

- 企業等との連携により、地産地消の新たなニーズを開拓し、市内産農産物のPRやブランド力のアップを目指します。
- また、地産地消の取組を拡大し、地域の活性化と農のあるまちづくりを進めます。

平成 23 年度の実績		<年度目標>
 様々な団体、企業等が連携した、新たな地産地消の取組	6 件	5 件

■食と農の祭典の開催

11月の「地産地消月間」に合わせて市民団体や企業、ホテル等と連携し地産地消イベント「食と農の祭典 2011」をみなとみらい 21 地区でで開催しました。地産地消トークライブや体験イベント、旬の横浜野菜や加工品の直売コーナーを通して横浜の「農」の魅力に触れてもらいました。



【写真】食と農の祭典 2011 の様子



【写真】直売の様子



【写真】農のある風景の写真展

■地産地消ガイドブックの発行

JA 横浜、JA 田奈、神奈川新聞社と連携して、地産地消ガイドブック制作委員会を立ち上げ、市民の皆さまに横浜の農業や地産地消に関する取組を紹介するガイドブック「食べる。横浜」を制作・発行しました。



【図】ガイドブック「食べる。横浜」

■横浜型アグリツーリズムの促進

横浜の地産地消を観光資源として活用するため、横浜の食や農に関するガイドを育成する「地産地消ツアーガイド育成研修」を実施しました。



【写真】地産地消ツアーガイド育成研修の様子

■飲食店等での地産地消の推進

市内産農畜産物を食材として活用している「よこはま地産地消サポート店」を対象に研修を行いました。

21 施設の省エネルギー化推進事業

◇:新規事業等  
 (横浜みどり税非充当)

- 保温カーテンや省エネ設備（ヒートポンプ、循環扇等）の設置に助成することにより、農業経営を安定化し環境負荷を軽減します。

平成 23 年度の実績	<年度目標>	
● 温室の保温カーテンや、省エネ施設整備に対する助成	3.2ha (56 件)	3.0ha



【写真】保温カーテンを設置した温室

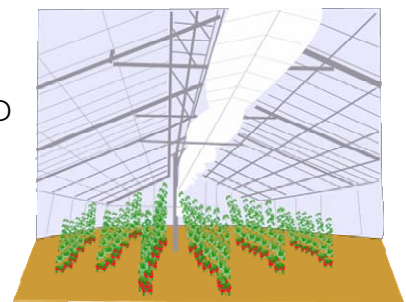


【写真】ヒートポンプを設置した温室



【写真】保温カーテンを設置した温室で栽培されているトマト

- ・保温カーテンの設置やヒートポンプの導入をすることで、灯油や重油式の加温機の運転時間が減り、排出 CO2 も削減できました。
- ・今までよりも品質がよい野菜が生産できるようになり、収量があがりました。また花き生産においても、花きにとって最適な環境を作ることによって優良な花きを生産することができました。
- ・多くの農家が直売により良質な野菜、花きを市民の皆さまに提供しています。



【図】保温カーテンを設置した温室のイメージ



**農家の声** 使用する重油の量が減ったことにより、CO2 の削減に貢献できたと思います。また、燃料費が削減され、経営の安定化に繋がりました。

22 生産用機械のリース方式による導入事業

◇:新規事業等  
(横浜みどり税非充当)

- 経営規模が小さいことなどにより、高性能の農業機械を導入できない農家が、地域で共同利用する場合や、認定農業者が生産用機械を導入する場合などに、リース方式による導入を支援します。リース方式は、購入と比べ初期投資を低く抑え、農家が継続的に農業をおこなうことができるため、市内の農地の保全に寄与します。

平成 23 年度の実績		<年度目標>
🍏 リース方式による生産用機械の導入補助	22 件	20 件

■高性能農業機械の導入により農地の保全が図られました！

- ・高性能な農業機械がリース方式により導入することができました。
- ・大型トラクターの導入による効率的な耕耘作業や、スピードスプレーヤーの導入による果樹園における効率的な農薬散布作業等が可能になり、農地の保全が図られました。



【写真】リース方式により導入したポット土詰機



【写真】良好に管理された温室



【写真】リース方式により導入したリフト付き作業台車

【表】生産用機械導入補助の実績  
・これらの農業機械を導入し、農地の保全に寄与しました。

トラクター	10 件
スキッドステアローダー (堆肥切り返し用の農業機械)	4 件
スピードスプレーヤー (果樹園などで用いられる薬 剤散布用の農業機械)	1 件
その他	7 件
合計	22 件

🗣️ 農家の声

- ・導入した農業機械が、農地の保全に役立っています！



23 集团的農地の維持管理奨励事業

◇:新規事業等  
 (横浜みどり税非充当)

- 地域の農地の管理を行う農業者団体に対し支援を行うことで、農地の適切な管理と景観の保全を図ります。

平成 23 年度の実績		<年度目標>
● 集团的農地保全団体支援事業	622.6ha(48 団体)	631ha
● 公益施設維持管理奨励事業	42 団体	
● 農の散歩道育成事業	4 団体	
● 集团的農地維持管理補助事業	3 団体	

■集团的農地保全団体支援事業

◇農地の環境寄与面等を評価し、集团的農地を維持管理する団体に対して、支援を行うことで組織の活性化を図り、優良な景観を保全しました。(写真 1)



きれいな農地だね!

【写真 1】青葉区内の農地

■公益施設維持管理奨励事業

◇道水路法面の草刈や、道水路の清掃等の公共施設を維持管理している団体に対して、支援を行うことで組織全体での営農環境維持を図りました。(写真 2)



コミュニケーションの場としても!

【写真 2】農業者団体による水路清掃 (5月開催、金沢区)

■農の散歩道育成事業

◇関係区域内で、農地、畦、法面等を整備し、景観植物を植栽・管理する団体に対して支援を行うことで、市民に農的景観を提供しました。(写真 3)



毎日の散歩が楽しみ!

【写真 3】地区内でツツジを植栽 (6月頃、神奈川区)

■集团的農地維持管理補助事業

◇近年多発する局所的集中豪雨等により、農地から公道等への土砂の流出が増加しています。土砂流出の恐れのある地区で、土砂流出防止の対策を実施することにより、大雨による被害を未然に防止しました。

24

水田保全契約奨励事業

●:新規事業

(横浜みどり税充当)

- 収益性がよくないため年々減少の一途をたどる水田ですが、貯水機能や景観形成などの多面的機能が強く、人と自然の関わりの中で育まれてきた、市民共有の貴重な自然環境として保全する必要があります。
- そこで、10年間の水稲作付の継続を条件に支援を行い、水田面積の減少を食い止めていきます。

平成 23 年度の実績		<年度目標>
 水田保全承認面積 (うち平成 23 年度新規承認面積)	109.7ha (10.0ha)	120ha
 稲作の継続を支援した水田	108.4ha	

■平成 23 年度水田保全承認面積の区別内訳

区	面積	区	面積	区	面積
神奈川区	0.1ha	港北区	1.1ha	戸塚区	9.1ha
港南区	0.7ha	緑区	32.9ha	栄区	2.7ha
保土ヶ谷区	0.2ha	青葉区	32.7ha	泉区	19.0ha
旭区	0.9ha	都筑区	6.9ha	瀬谷区	3.2ha

※四捨五入の関係により、面積の合計は 109.7ha と一致しません。



【写真】春の水田（青葉区）



【写真】初夏の水田（瀬谷区）



【写真】秋の水田（青葉区）



【写真】秋の水田（緑区）

25 かんがい施設整備事業

◇:新規事業等  
 (横浜みどり税非充当)

- 小規模集団農地を優良に維持するためにかんがい施設整備が必要と見込まれる地区について、基本設計を実施します。
- 畑地かんがいのための井戸・配管または水田のための水路等を整備し、水を安定供給することで農業生産性を向上させ、優良な農地を保全します。

平成 23 年度の実績		<年度目標>
● かんがい施設の整備	2 地区 (3.0ha)	3 地区
● かんがい施設整備に向けた基本設計	1 地区 (1.8ha)	

■平成 23 年度の実施内容

- ・井戸及び配管整備：緑区新治町（向原地区畑地かんがい組合）  
 …畑に水を供給するための井戸と配管整備を実施しました。  
 引き続き給水のための電気設備及び貯水槽の整備を行っていきます。
- ・水路整備：戸塚区舞岡町（熊の堂水利組合）  
 …水田用水路の堰を改修し、より安定的に水供給が行えるよう整備を行いました。
- ・基本設計：戸塚区小雀町（堤ヶ谷地区畑地かんがい施設利用組合）  
 …当該地区の地下水の状況や水の利用計画等を調査し、整備に必要な設計を行いました。



【写真】井戸及び配管整備  
 (緑区、向原地区畑地かんがい組合)



【写真】水田用水路の堰改修  
 (戸塚区、熊の堂水利組合)

必要ときに水が使えるようになって  
 安心して農業が続けられます。

**26 不法投棄対策事業** ●:新規事業 (横浜みどり税充当)

- 不法投棄が多発している農業専用地区などに、不法投棄監視警報装置を設置するとともに、夜間監視パトロールを行います。
- 市民による清掃活動等を支援します。

平成 23 年度の実績		<年度目標>	
● 不法投棄監視警報装置設置の設置	3 地区	2 地区	
● 不法投棄が多い農地での夜間パトロール	36 地区	39 地区	
● 地域団体によるパトロールや清掃活動等に対する支援	21 地区	20 地区	

■不法投棄監視警報装置の設置

<概要>

恒常的に不法投棄の多い場所について、音声などで警告する警報装置を設置しました。

<設置実績> 3 地区、3 基

区名	地区数	基数
青葉区	1 地区	1 基
都筑区	2 地区	2 基



【写真】不法投棄監視警報装置の様子 (都筑区)

■不法投棄が多い農地での夜間パトロール

<概要>

不法投棄の多い農地とその周辺に対し、警備会社による夜間パトロールを委託により実施しました。

<事業実績> 夜間パトロールの実施 36 地区

区名	地区数	区名	地区数	区名	地区数	区名	地区数
神奈川	2 地区	磯子	1 地区	青葉	3 地区	泉	5 地区
港南	1 地区	金沢	1 地区	都筑	5 地区	瀬谷	3 地区
保土ヶ谷	1 地区	港北	3 地区	戸塚	7 地区	※複数の区をまたぐ地区を含むため、地区数の合計は 36 地区と一致しません。	
旭	2 地区	緑	4 地区	栄	1 地区		

■地域団体によるパトロールや清掃活動等に対する支援

<概要>

農地等の不法投棄対策を行っている地域団体に清掃用具、啓発グッズ等を支給し、活動を支援しました。

<事業実績> 21 地区 (※複数の区をまたぐ地区を含みます)

27 環境配慮型施設整備事業

●:新規事業  
 (横浜みどり税充当)

- 住宅に近接した農地等で、農業生産活動に伴って生じる臭気、農薬飛散、野焼きなど、周辺住民とのトラブルを避けるために必要な機械等の導入を支援します。
- 牧草類の栽培を奨励して農地の土砂流出の防止、土ぼこりの発生防止など、農地周辺環境対策技術の普及をすすめ、農地周辺住民とのトラブルによる農地の減少を防ぎます。

平成 23 年度の実績		<年度目標>
● 農薬飛散防止ネットの設置	6.3ha (43件)	7.5ha
● 牧草による環境対策等	16地区	25地区
● その他施設整備	5件	4件

■農薬飛散防止ネット設置

農薬飛散防止ネット及びシャッター設置 43件 6.3ha

港北区	2件	0.3ha
緑区	11件	1.3ha
青葉区	10件	0.9ha
都筑区	9件	1.0ha
戸塚区	9件	2.1ha
泉区	2件	0.7ha



【写真】  
農薬飛散防止ネットの設置事例



【写真】  
農薬飛散防止シャッターの設置事例

■牧草による環境対策等

神奈川区	2地区	0.7ha
旭区	5地区	0.6ha
緑区	2地区	0.6ha
栄区	1地区	0.1ha
泉区	2地区	0.2ha
瀬谷区	4地区	0.6ha



【写真】牧草による環境対策の事例

■その他施設整備

チップーシュレッダー、バケットローダー、堆肥舎等設置

保土ケ谷区	1件
旭区	1件
緑区	2件
戸塚区	1件



【写真】チップーシュレッダー、バケットローダー、堆肥舎

28 機械作業受託組織育成事業

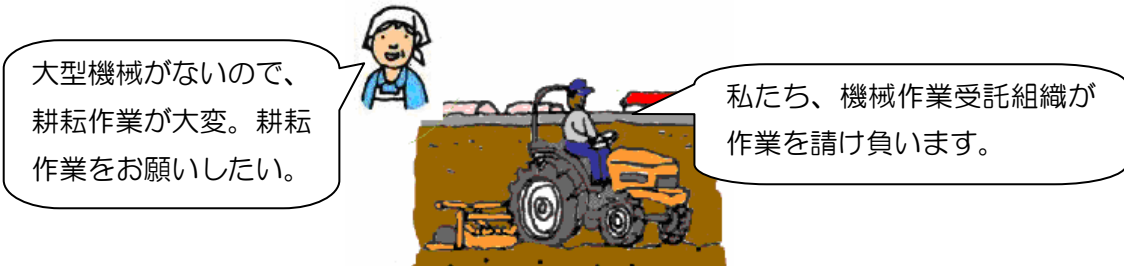
◇:新規事業等  
(横浜みどり税非充当)

- 高齢化等による労働力不足や、機械を持たない農家などの農作業を支援するため、地域に根ざした機械作業を受託する組織を育成し、農地の荒廃を防止します。

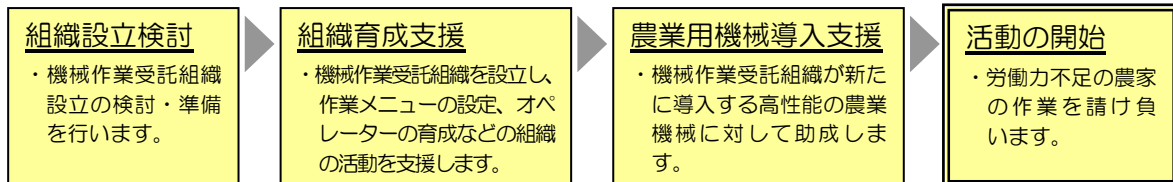
平成 23 年度の実績		<年度目標>
● 機械作業受託組織が導入する農業機械に対する助成	1 地区	1 地区
● 機械作業受託組織の設立検討	1 地区	1 地区

■機械作業受託組織とは・・・

機械作業受託組織とは、労働力のない農家から作業料金を受け、機械作業を請け負う組織です。



■機会作業受託組織育成事業の進め方



■平成 23 年度の取組内容

田奈地区では、機械作業受託組織の育成を目指して、受託作業を行うオペレーターの技術研修等を行いました。また受託作業で使用する農業機械の導入を行い、平成 24 年度以降、田奈地区の機械作業受託組織は本格的に活動を開始します。これにより労働力不足の農家の作業を請け負い、農地の荒廃化を防止していきます。

JA 横浜では、今後の営農指導事業を検討（アグリサポート事業検討プロジェクト）する中で、組織の設立に向けた検討を行いました。



【写真】作業オペレーター技術研修の様子



【写真】導入した受託用農業機械の例（トラクター、田植え機）

**29 担い手コーディネーター育成・派遣事業** ◇:新規事業等  
(横浜みどり税非充当)

- 市民農園の開設・運営を支援する人材を育成するため研修会を開催し、研修修了後に「市民農園コーディネーター」として登録された法人を、市民農園の開設を希望する農地所有者等に紹介します。
- 労働力不足等の理由による農地の減少を防ぐため、労働力不足の農家とボランティアを結ぶコーディネーター組織の活動に対する支援を行います。

平成 23 年度の実績		＜年度目標＞	
● 市民農園の開設・運営を支援するコーディネーターの育成研修	2回	1回	
● 労働力不足の農家とボランティアを結ぶ援農コーディネーター組織との協定締結	2組織	2組織	

**■市民農園コーディネーター養成研修**

12月に市民農園(特区農園)を開設しようとする農地所有者を支援する法人を養成するために市民農園コーディネーター養成研修を開催し、造園会社やNPO法人など3法人が参加しました。

概要編と専門編の研修を修了し、市民農園に関する知識・考え方とノウハウを身につけた方を「横浜市市民農園コーディネーター」として登録し、市民農園の開設や運営の支援など農園を舞台に活躍されることを期待しています。

・横浜市市民農園コーディネーター登録法人数：11法人



【写真】現地研修の様子

**■援農コーディネーター**

援農活動を目的としている市民団体2組織と市の協働による事業実施に向けて、昨年度より協議を続け、平成23年11月に「横浜農と緑の会(通称“はま農楽”）」と、平成24年2月に「泉区農業応援隊」とそれぞれ事業実施に関する協定を締結しました。

協定締結後は、両組織ともコーディネート業務の推進に向けて、必要な資材の購入や援農の知識向上に向けた研修等を実施しました。



【写真】刈払機安全操作研修の様子

30

農業後継者・横浜型担い手育成事業

◇:新規事業等

(横浜みどり税非充当)

- 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者や、環境にやさしい農業を実践し、地産地消に積極的に推進する農家など、横浜が独自に育成する農家を横浜型担い手農業者として位置づけ、経営改善に必要な機械・施設の導入等に支援します。
- 市内の農業後継者の育成確保を図るため、研修受入れを対象とした支援を行います。

平成 23 年度の実績		<年度目標>
● 経営改善に必要な農業機械導入等に対する支援	52 件	28 件
● 農業後継者の育成	2 人	13 人

■農業経営の改善が行われ、農地の保全が図られました！

認定農業者や横浜型担い手農業者(※)の経営改善に必要な農業機械の導入を支援し、農業経営の改善が行われました。その結果、市内産農産物の生産供給に寄与できました。

(※) 横浜型担い手農業者

- ・横浜市独自の環境保全型農業推進者
- ・直売ネットワーク参加農家
- ・よこはま・ゆめ・ファーマー認定農家

【表】農業用機械の導入実績  
・これらの機械を導入して経営改善を行いました



【写真】畑の耕作に導入したバックホー



【写真】ハウス内に設置した炭酸ガス発生装置

区名	件数
神奈川区	5 件
保土ケ谷区	2 件
磯子区	1 件
港北区	6 件
緑区	6 件
青葉区	3 件
都筑区	3 件
戸塚区	8 件
栄区	3 件
泉区	8 件
瀬谷区	7 件
合計	52 件

■農業後継者の育成確保を図りました

新規就農や、新たな経営部門、新たな作目に取組む農業後継者への研修に対して支援を行うことにより、農業後継者の育成確保を図りました。



【写真】講師の農家と共に作付けの準備をする様子



31 農地貸付促進事業

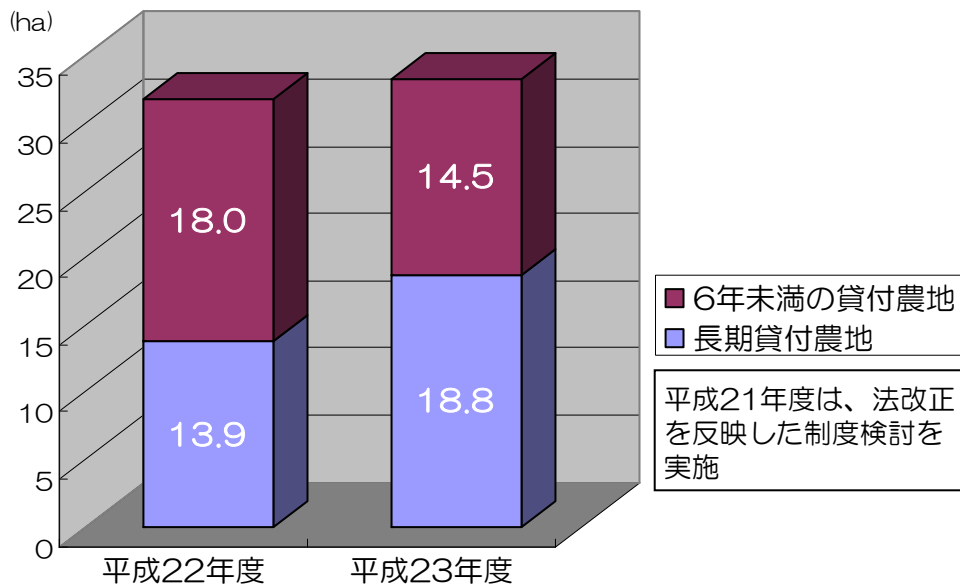
●:新規事業  
 (横浜みどり税充当)

- 市が仲介する農地貸借の貸借期間を長期化することで、借り手農家が長期的な経営計画の下、安定した経営ができるよう誘導します。
- 農地の貸し手に対して、奨励金を交付します。

平成 23 年度の実績		<年度目標>
● 6年以上の長期貸付を開始した農地	18.8ha	16.1ha

■市が仲介する農地貸借について

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営規模拡大の意欲と能力のある農家等への農地の提供が円滑に行われるようにするため、農地を貸しても期間が満了すれば確実に農地が返還され、離作料もないなど、安心して農地を貸せるような法制度上のしくみにより農地の流動化を促進しています。



【図】長期貸付面積の推移

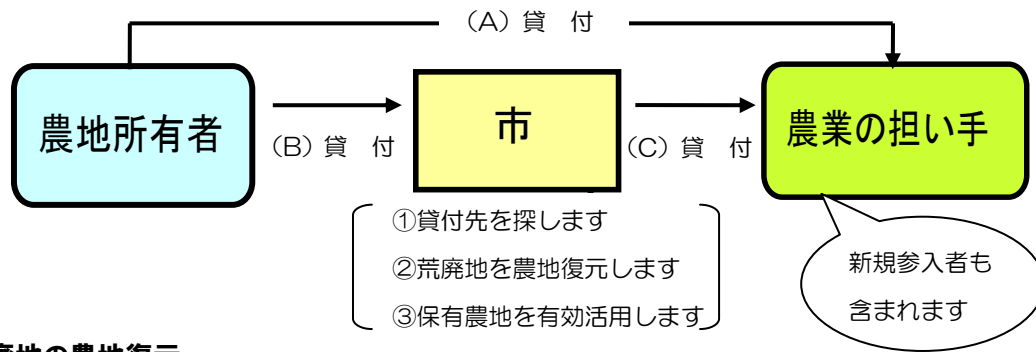
**33 農地流動化促進事業** ●:新規事業  
(横浜みどり税充当)

- 優良な農地を規模拡大農家や新規参入者に利用集積するため、農地所有者から市が農地を借り入れ、貸付先を探すなど農地の流動化を促進します。
- また、農家の高齢化などで荒れてしまった農地も市が積極的に農地復元し、新規就農者等へ貸し付けます。

<b>平成 23 年度の実績</b>		<年度目標>
新規の農地貸借	15.6ha	5ha

■制度の内容

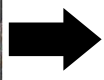
市が農地の「借りたい」、「貸したい」の総合調整を行いました。



■荒廃地の農地復元



【写真】数年間荒れた状態の農地



【写真】復元後の農地



農家の声

・隣接農地の雑草繁茂が気になっていましたが、除草作業によって、営農環境が向上しました。

■新規の農地貸借の内訳

○貸し手と借り手の相対による貸借 (A) …14.4ha

○市が保有している農地 (B)

○市が一旦保有し、貸付けした農地 (B) → (C)

	区名	面積 (ha)
1	緑区	0.2ha
2	青葉区	0.2ha
3	泉区	0.4ha
	合計	0.8ha (※)

	区名	面積 (ha)
1	港北区	0.1ha
2	泉区	0.3ha
	合計	0.4ha

(※) 0.8ha のうち農地復元した面積 0.6ha

34 国への制度要望

・:事業費のないもの

- 相続税納税猶予制度の拡充や、市民農園利用者駐車場等の設置に関する農地法等の柔軟な対応の検討など、農地の継続保有に資する制度について、国へ要望を行います。

平成 23 年度の実績	<年度目標>
● 農地保全につながる制度の創設・拡充について、8月に要望	推進

### 3 事業・取組の実績

#### (2) 事業・取組の実績ーイ 農地を守る